

2022年(令和4年)2月9日(水) 10:00～開催

# 中央社会保険医療協議会 総会 (第516回)

答申より、**不妊治療関連**のみ抜粋

Resource : 厚生労働省 中医協 議事より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00139.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00139.html)

※ 最終的な内容、及び、点数は、2022年3月前半に 厚生労働省が出す告示をご確認ください。

カテゴリー	技術料名称	点数	評価対象	
一般不妊治療	一般不妊治療管理料	250点	一般不妊治療の実施に当たり必要な医学的管理及び療養上の指導等を行った場合の評価	
一般不妊治療	人工授精	1,820点	不妊症の患者に対して、人工授精を実施した場合の評価	
生殖補助医療	生殖補助医療管理料	1 生殖補助医療管理料1 2 生殖補助医療管理料2	300点 250点	生殖補助医療の実施に当たり必要な医学的管理及び療養上の指導等を行った場合の評価
生殖補助医療	内分泌学的検査 抗ミュラー管ホルモン（AMH）		600点	不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法におけるゴナドトロピン投与量の判断を目的に実施される、血漿中の抗ミュラー管ホルモン測定に係る評価
生殖補助医療	採卵術	採卵術 注 イ 1個の場合 ロ 2個から5個までの場合 ハ 6個から9個までの場合 ニ 10個以上の場合	3,200点 2,400点 3,600点 5,500点 7,200点	不妊症の患者に対して、採卵を実施した場合の評価
生殖補助医療	体外受精・顕微授精管理料	1 体外受精 2 顕微授精 イ 1個の場合 ロ 2個から5個までの場合 ハ 6個から9個までの場合 ニ 10個以上の場合	4,200点 4,800点 6,800点 10,000点 12,800点	不妊症の患者に対して、体外受精又は顕微授精を実施した場合の評価 ・精巣内精子採取術により採取された精子を用いる場合は、 採取精子調整加算として、5,000点を所定点数に加算
生殖補助医療	卵子調整加算		1,000点	顕微授精による受精卵の作成に当たり、卵子活性化処理を実施した場合の評価
生殖補助医療	受精卵・胚培養管理料	1 1個の場合 2 2個から5個までの場合 3 6個から9個までの場合 4 10個以上の場合 注 イ 1個の場合 ロ 2個から5個までの場合 ハ 6個から9個までの場合 ニ 10個以上の場合	4,500点 6,000点 8,400点 10,500点 1,500点 2,000点 2,500点 3,000点	体外受精又は顕微授精により作成した受精卵の培養等の管理に係る評価
生殖補助医療	胚凍結保存管理料	1 胚凍結保存管理料（導入時） イ 1個の場合 ロ 2個から5個までの場合 ハ 6個から9個までの場合 ニ 10個以上の場合 2 胚凍結保存維持管理料	5,000点 7,000点 10,200点 13,000点 3,500点	受精卵の培養により作成された初期胚又は胚盤胞の凍結保存に係る医学的管理に係る評価

生殖補助医療	<b>胚移植術</b>	1 新鮮胚移植の場合 2 凍結・融解胚移植の場合	7,500点 12,000点	不妊症の患者に対して、胚移植を実施した場合の評価
生殖補助医療	胚移植術 注4 <b>アシステッドハッチング</b> 注5 <b>高濃度ヒアルロン酸含有培養液</b>		1,000点 1,000点	胚移植術を実施する患者に対して、着床率の向上を目的として実施する治療に係る評価
男性不妊治療	<b>Y染色体微小欠失検査</b>		3,770点	不妊症の患者に対して、精巣内精子採取術の適応の判断を目的に Y染色体微小欠失検査を実施した場合の評価
男性不妊治療	<b>精巣内精子採取術</b>	1 単純なもの 2 顕微鏡を用いたもの	12,400点 24,600点	不妊症の患者に対して、精巣内精子採取術を実施した場合の評価